

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によつて、次のとおり
特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成二十三年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人中国四国成年後見センター
代表者の氏名	井上文伸
主たる事務所の所在地	広島県尾道市高須町四七八番地一一
定款に記載された目的	この法人は、地域住民に対し、成年後見人制度を前提として、高齢者及び障害者等の財産管理及び成年後見に関する様々な問題の解決に関して相談業務を行うとともに、成年後見人制度に関する情報収集及び調査研究をし、広く知識の啓発と普及、任意後見人・任意後見人監督人・法定後見人の受託事業を行い、人権の擁護の推進を図ることを目的とする。
申請のあつた年月日	平成二十三年 一月二二日